茨城県　高萩市　笠間市
新潟県　糸魚川市　五泉市　佐渡市
富山県　下新川
福井県　朝日町　越前市
山梨県　南巨摩　早川町　身延町　南部町　富士川町
長野県　上伊那　中川村　下伊那　阿南町　天龍村　大垣市　浜松市　富士宮市　周智　森町　三重県　津市　松阪市　熊野市　伊賀市　多気　大台町　南牟婁　御浜町
岐阜県　静岡県
滋賀県　京都府　兵庫県　神崎　市川町　美方　新温泉町　吉野　野迫川村　上北山村　奈良県　田辺市　新宮市　和歌山県　有田　有田川町　日高　みなべ町　日高川町　東牟婁　古座川町　鳥取県　鳥取市　島根県　仁多　奥出雲町　邑智　美郷町　三次市　東広島市　広島県　三好市　徳島県　上浮穴　久万高原町　愛媛県　香美市　高知県　安芸　北川村　馬路村　福岡県　田川市　嘉麻市　朝倉　東峰村　田川　添田町　赤村　多久市　武雄市　小城市　神埼市　佐賀県　神埼　吉野ヶ里町　三養基　みやき町　長崎市　対馬市　五島市　長崎県　下益城　美里町　菊池　大津町　葦北　芦北町　球磨　水上村　五木村　山江村　熊本県

大分県　大分市　中津市　国東市
宮崎県　宮崎市　延岡市　小林市※　日向市　児湯　西米良村　東臼杵　門川町　美郷町
鹿児島県　奄美市　大島　宇検村　瀬戸内町　天城町
沖縄県　国頭　国頭村　大宜味村

備考

1　この告示に掲げる市町村は、平成二十四年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。

2　※印を付した市町村は、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第十九条の特例の対象となる市町村である。この場合、当該市町村における農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）第三条の二第一項及び第二項の特例の適用を受ける区域は、旧西諸県郡野尻町の区域に限る。

○農林水産省告示第五百八十号

激甚（げきじん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第十四条第二項の規定に基づき、平成二十四年に発生した農地及び農業用施設についての災害に係る同条第一項の区域を次のように告示する。

平成二十五年三月十五日

農林水産大臣　林　芳正

都道府県名	郡名	市町村名
青森県	西津軽	鰺ヶ沢町
		深浦町
	中津軽	西目屋村
	青森市	弘前市
宮城県	刈田	蔵王町
	柴田	柴田町
		川崎町
	伊具	丸森町
	黒川	大郷町
秋田県	山本	三種町
	南秋田	五城目町
	雄勝	羽後町
	横手市	北秋田市
	仙北市	
福島県	耶麻	西会津町
	河沼	柳津町
	大沼	会津美里町
	西白河	西郷村
	東白川	棚倉町
	矢祭町	
	鹿沼市	
	那須塩原市	
栃木県	勝浦市	
千葉県	厚木市	
神奈川県	愛甲	愛川町
	佐渡市	
新潟県	高岡市	
	魚津市	
富山県	氷見市	
	砺波市	
	小矢部市	
	南砺市	